令和６年（2024 年）度分の個人市民税・県民税について

令和６年度個人市民税・県民税から適用される主な税制改正

１．定額減税

物価高騰への負担を軽減するため令和６年度分個人住民税を定額減税します。

〇対象　令和６年度個人住民税の納税義務者のうち合計所得金額が 1,805 万円以下であり、個人住民税の所得割が課税されている人。

〇定額減税額　納税義務者１万円。控除対象配偶者と扶養親族（国外居住者を除く）１人につき１万円。

〇控除内訳

扶養親族該当区分									
配偶者一般	配偶者老人	特定	同居老人	老人	16歳未満	その他	同居特別障害者	特別障害者	その他障害者
*			×		2		×	×	×

（納税通知書 2/2 枚目　中央部記載）

（A）減税可能額

［1 人（本人）＋左図の［　］人（国外居住者を除く）］×１万円

（例）［１人（本人）＋［3］人（*は１人に換算）］×１万円＝４万円

（B）減税額

納税通知書 2/2 枚目［4］税額明細に記載

→（B）が（A）を下回る場合、調整給付対象となります。

〇調整給付（定額減税補足給付金担当　電話：06-6480-5635）

個人住民税の所得割額または所得税額が定額減税額を下回る場合は、差額を１万円単位で給付金として支給します。

調整給付については、定額減税補足給付金担当より市報及び尼崎市ホームページ（市報ＩＤ・ページ番号 1037325）にて随時案内します。

２．森林環境税（国税）の課税

個人市民税・県民税の均等割については、東日本大震災復興基本法に基づき平成２６年度から臨時的に年額 1,000 円（市 500 円、県 500 円）が加算されていましたが、令和５年度でこの臨時措置が終了し、新たに森林環境税（国税）が年額 1,000 円課税されます。

なお、森林環境税は、個人市民税・県民税均等割とあわせて徴収されます。

３．特別徴収税額通知の電子化

特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データでの受け取りが始まります。受取方法（電子データまたは従来どおり書面）については、給与支払者の方に給与支払報告書の電子申告時に選択していただくものになります。

また、特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）について、電子データ（副本）と書面（正本）両方での受け取りが廃止となります。

４．上場株式等の配当所得や譲渡所得等に係る課税方式の統一

上場株式等の配当所得や譲渡所得等については、令和６年度（令和５年分確定申告）から、所得税と個人市民税・県民税とで課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することができません。

５．国外居住親族に係る扶養控除の見直し

30 歳以上 70 歳未満の国外居住親族について、留学により国外居住者となったなど、一定の要件に該当する人に限り、扶養控除の対象となります。

よくある質問

Q1 昨年会社を退職し、現在無職なのに今年度分の納税通知書が送られてきました。どうしてですか？

A 個人市民税・県民税は、前年の１月１日から１２月３１日までの所得に対し、今年度に課税される仕組みになっています。そのため、現在無職の人でも前年に一定の所得があれば課税されることとなります。この度の納税通知書は、前年中の給与所得の金額を基に、今年度分の個人市民税・県民税が課税された旨を通知するものです。

Q2 今年に入ってから市外に引っ越ししましたが、今年度分の個人市民税・県民税は引っ越し先で課税されるのではないのですか？

A 個人市民税・県民税は、１月１日現在の住所地である市区町村で課税されることになっています。したがいまして、今年の１月１日現在の住所地が本市の場合は、本市に納税していただくことになります。

Q3 前年分と所得がほとんど変わらないのに、今年度分の税額が昨年度と比べ違うのはどうしてですか？

A 個人市民税・県民税は、所得金額のみで決まるのではなく、所得控除（社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除等）も考慮しますので、金額が変わることがあります。

Q4 昨年、所得税及び特別復興所得税は非課税なのに、今年度分の納税通知書が送られてきたのはどうしてですか？

A 例えば、所得税及び特別復興所得税の場合、控除額が所得金額を上回っていれば、非課税になりますが、個人市民税・県民税の場合、控除額が所得金額を上回ったとしても前年に一定の所得があれば、課税されることとなります。

Q5 私は、令和５年中にパート収入がありました。
１　私自身に個人市民税・県民税はかかりますか?
２　私の配偶者は、私を配偶者控除や配偶者特別控除の対象者として申告することができますか?

A
１　本市においては、年間 100 万円以下の場合、個人市民税・県民税は課税されません。
２　納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円以下で、納税義務者と生計を一にする配偶者（他の者の扶養親族・事業専従者に該当する方を除きます。）の給与収入金額が年間 103 万円以下の場合は配偶者控除を、給与収入金額が年間 103 万円超 201 万６千円未満の場合は配偶者特別控除を適用することができます。

特にお問合せの多い、「減免制度」や「公的年金からの特別徴収（天引き）」については、
通知書裏面（１０，１４）や本市ホームページにも掲載しておりますのでご参照ください。

QRコード

＜減免制度＞

＜公的年金からの特別徴収（天引き）＞

＜定額減税＞

【お問い合わせ先】　尼崎市役所
・課税に関することや減免制度について　⇒市民税課　電話　06-6489-6246～6248
・納付が困難な場合などの納税相談　⇒納税課　電話　06-6489-6274
FAX でのお問い合わせは　06-6489-6875（各課共通）　にお願いします。
【受付時間】月～金（土・日・祝除く）９時から１７時３０分